

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 財務局長等への権限の委任

金融庁長官が財務局長又は財務支局長に委任する権限を定めること。

(第二十二條關係)

第二 施行期日

この政令の施行期日を定めること。

(附則關係)